

身寄りのない方が亡くなられた場合の
遺留金等の取扱いの手引
(改訂版)

令和3年3月

令和5年7月第1次改訂

令和7年7月第2次改訂

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

厚生労働省社会・援護局保護課

法務省民事局民事第一課

法務省民事局商事課

法務省民事局参事官室

目次

内容

1. 手引の趣旨	3
2. 身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ（例）	4
3. 遺体等の取扱い	7
4. 火葬・葬祭等費用の取扱い	7
4-1 火葬・葬祭等費用の取扱いの流れ	7
（1）火葬等の実施者がいる場合（生活保護法の葬祭扶助が適用される場合）	7
（参考1）様式案	9
（2）火葬等の実施者がいない場合（墓埋法又は行旅法が適用される場合）	11
4-2 遺留物品の売却の方法等について	15
5. 残余の遺留金品の取扱い	17
5-1 相続財産清算制度	19
5-2 弁済供託制度	22
（参考2）供託書記載例	25
6. 遺留金に関する事例集	31
（参考3）地方自治体で残余遺留物品の保管・廃棄に関する基準を策定している例	36
（参考4）引き取り手のない御遺体・御遺骨にかかる自治体の対応例	39
※1 警察・病院等からの連絡・担当部署の判断	41
※2 葬祭人の探索	42
※3 適用する法に関する決定	44
※4 死亡届出等の方法に関する決定	45
※5 遺留金品の引き取り・保管、費用充当	46
※6 相続人・扶養義務者の探索	47
※7 遺体の引き取り・保管	48
※8 遺骨の預かり・保管、引き渡し、合祀	49
（参考5）自治体の対応の実態及び課題・対応の方向性（調査研究事業報告書の概要）	50
（参考6）参照条文	51

1. 手引の趣旨

高齢化の進展等に伴い、単身の高齢者等が増加傾向にある中で、今後、身寄りのない方がお亡くなりになるケースが増えることが予想されます。

身寄りのない方が亡くなったときに所持していた金銭等や物品（以下「遺留金品」という。）については、葬祭費用等の必要な費用に充てた上で、なお残るものがある場合には、民法（明治29年法律第89号）の規定により、

- ・ 利害関係人等からの申立てにより家庭裁判所が相続財産清算人（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。施行日：令和5年4月1日）により「相続財産管理人」から名称が改められた。）を選任し、選任された相続財産清算人が相続財産の管理・清算を行う方法（相続財産清算制度）
- ・ 供託所（法務局）に遺留金を供託する方法（弁済供託制度）

等により処理をすることが考えられます。

遺留金品の取扱いについては、自治体から、「相続人調査の事務負担が重い」、「非協力的な相続人への対応の負担が重い」といった声がありました。

今般、上記の実態を踏まえて、自治体における事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない方が亡くなられた場合の対応や、相続財産清算制度・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめましたので、各自治体においては、当該事務が発生した際の参考にしていただきますと幸いです。

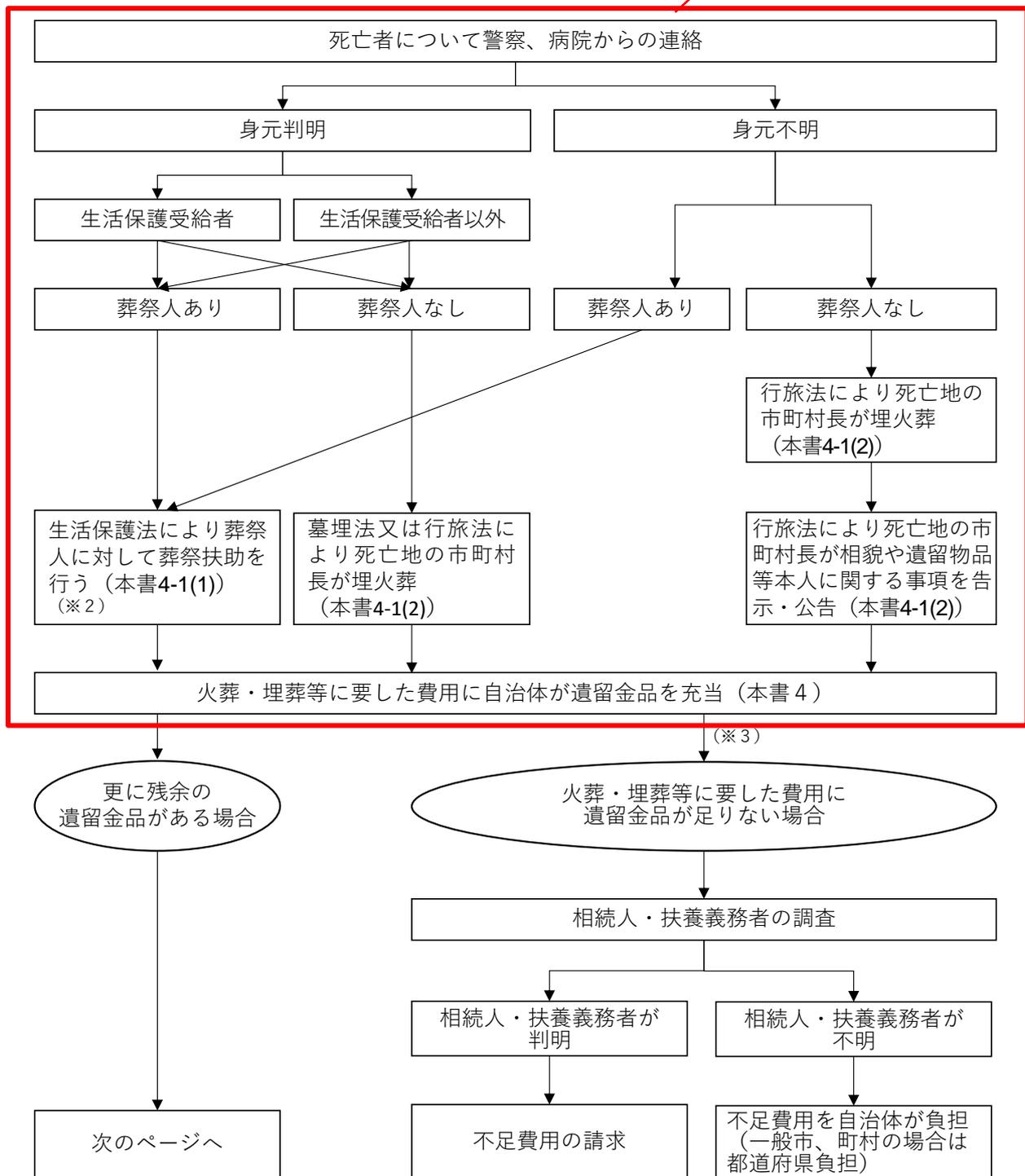
加えて、今般、引き取り手のない御遺体・御遺骨にかかる自治体の対応例について、調査研究事業の報告書¹の内容を踏まえて、参考4に資料として追加しました。また、当該報告書では、引き取り手のない御遺体の火葬までの期間や拾骨の有無・遺骨の保管、困難を感じる業務は、自治体規模や属する地域によって様々であることも示されています。当該報告書で指摘されている自治体の対応の実態及び課題・対応の方向性について、参考5として資料に追加しましたので、ご参照いただけますと幸いです。

（※）墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「行旅法」という。）に基づく事務についても記載していますが、これらの事務は自治事務であるため、各市町村で定める手続があれば、この手引に記載されている内容にかかわらず、各市町村で定める手続に則って適切な事務を行ってください。

¹ 令和6年度社会福祉推進事業「行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業」（令和7年3月株式会社日本総合研究所）

当該部分についての対応例の詳細（調査結果に基づく自治体の対応例）は（参考4）引き取り手のない御遺体・御遺骨にかかる自治体の対応例参照。

2. 身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ（例）

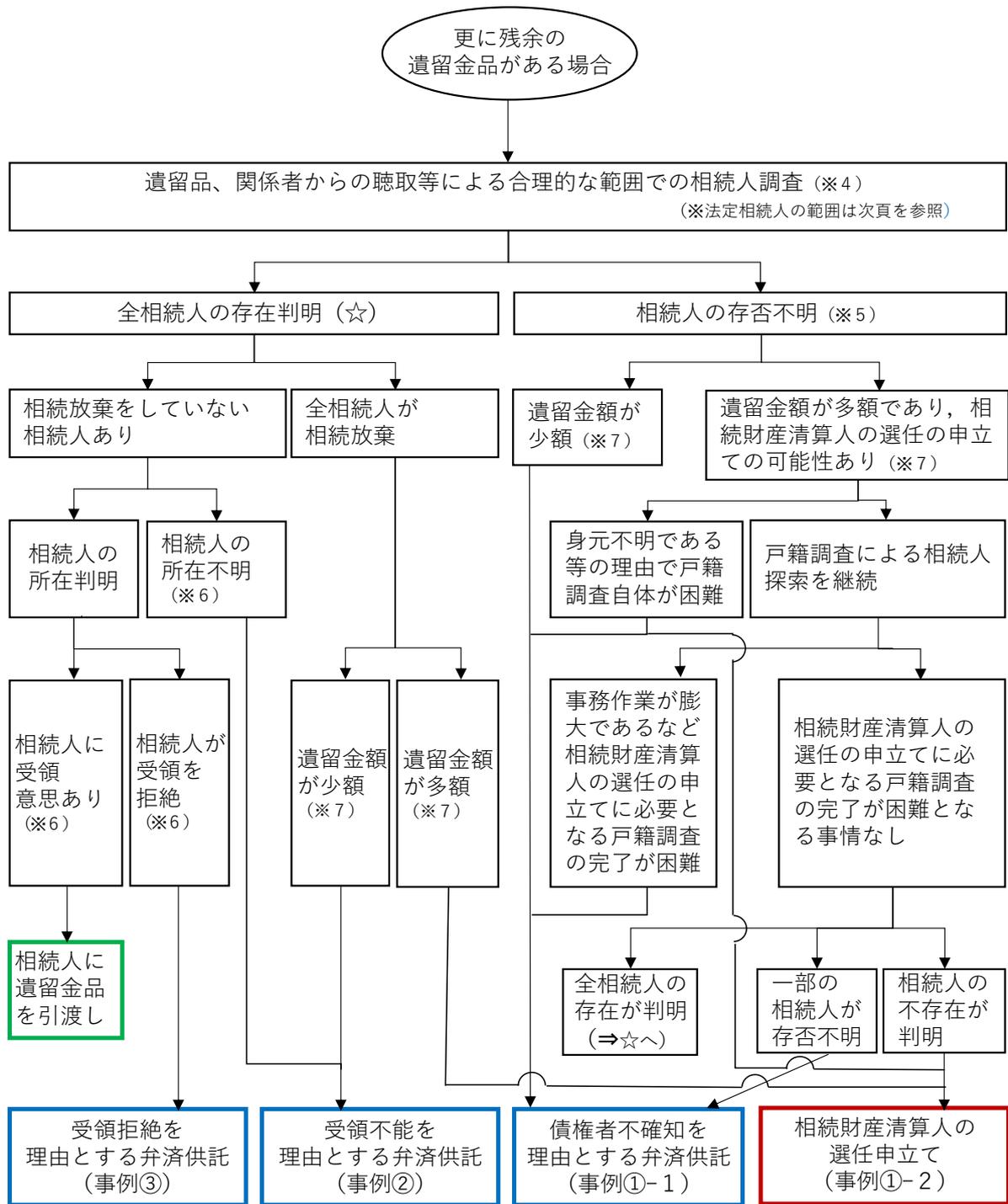


※1 このフローチャートは、身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れの一例を示したものであり、個別の事案に応じて、これとは異なる対応の流れとなる場合があります。

※2 生活保護法第18条第2項により以下の場合に行った葬祭扶助に限り、遺留金品を充当することができます。

- 生活保護受給者が亡くなった場合で、その葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 亡くなった方の葬祭を行う扶養義務者がいない場合で、当該亡くなった方の遺留金品で葬祭に必要な費用を満たすことができないとき。

※3 墓埋法又は行旅法により埋火葬した場合に限ります。



※4 債権者不確知を理由とする弁済供託をするために行う調査については、後記の「6 遺留金に関する事例集」の事例①-1における【よくあるご質問】q2を参照。

※5 「存否不明」には、ある相続人の存在は判明しているが、その他の相続人の存否が不明である場合も含まれます。

※6 複数の相続人がいる場合については、後記の「6 遺留金に関する事例集」の事例②における【よくあるご質問】q2及び事例③における【よくあるご質問】q2を参照。

※7 遺留金額が少額か多額かは、遺留金額が相続財産清算人の選任を申し立てるために必要と見込まれる予納金の額を超えているか否かなどを参考に判断されます。

○ 法定相続人の範囲

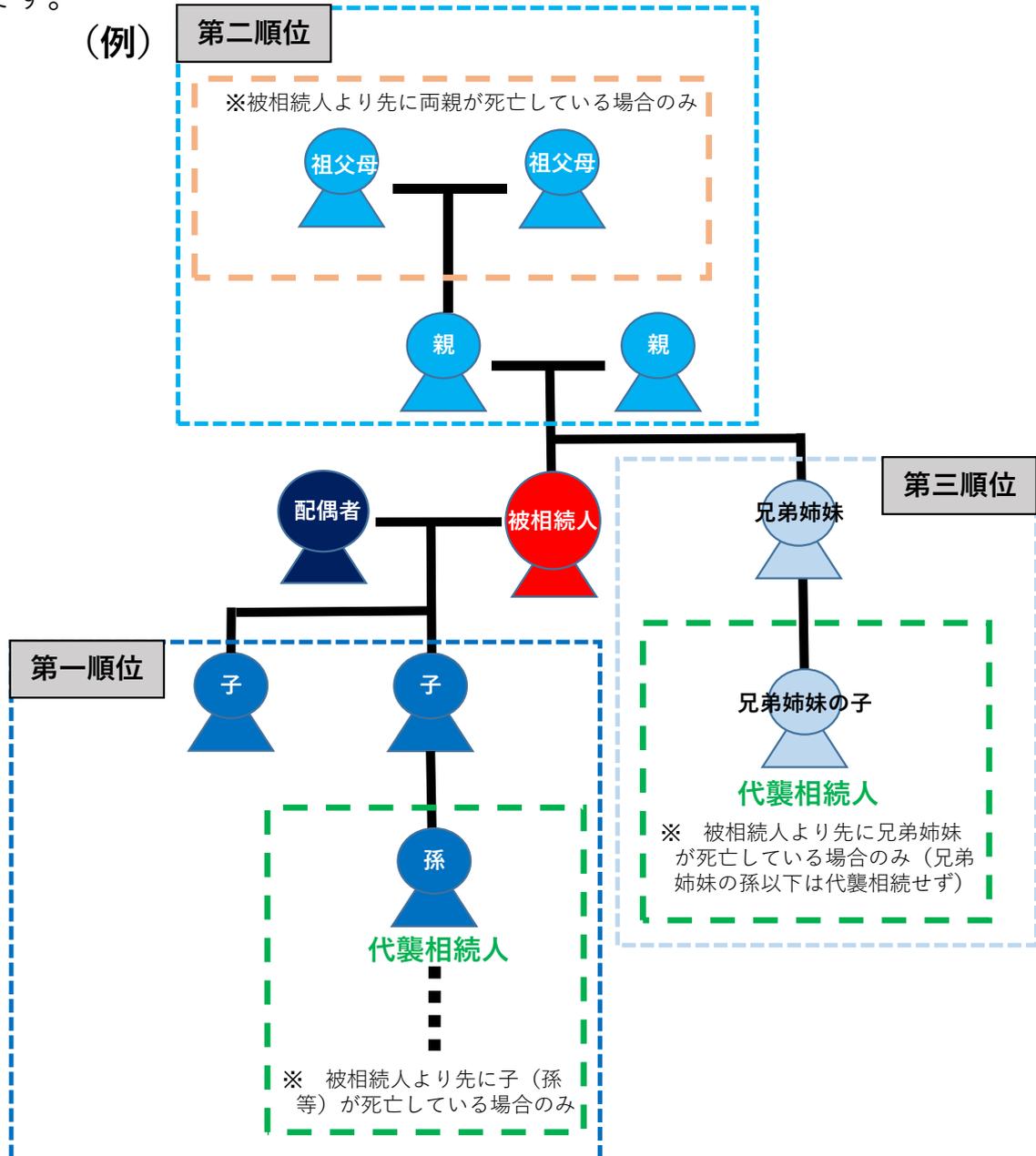
民法上の法定相続人は、被相続人(赤い人)の配偶者(青い人)と

第一順位 子及び代襲相続人(青い人)

第二順位 両親等の直系尊属(青い人) (青い人がいない場合のみ)

第三順位 兄弟姉妹及び代襲相続人(青い人及び青い人がいない場合のみ)

です。



3. 遺体等の取扱い

(1) 遺体等の引取者がある場合

- 身元が判明している方が亡くなった場合で、遺体や所持品等（以下「遺体等」という。）の引取者があるときは、墓埋法、各自治体の条例等で定める手続に則って、引取者が遺体の埋葬又は火葬（以下「火葬等」という。）を行うこととなります。

(2) 遺体等の引取者がいない場合（自治体に引き渡される場合）

- 身元が判明している方（行旅中の方（※）を除く。）が亡くなった場合で、遺体等の引取者がいないときは、死亡地の市町村が遺体の火葬等を行うこととなります（墓埋法第9条）。
- 行旅中の方や身元が不明の方が亡くなった場合で、遺体等の引取者がいないときは、死亡地の市町村が遺体の火葬等を行うこととなります（行旅法第7条）。

(※) 生活圏外に旅行中の方

- 以上(1)(2)いずれの場合についても、引き取り手のない御遺体や御遺骨の取扱いに関する各自治体の実態等について行った調査結果を踏まえ、本手引の「(参考4)」に、対応の流れの一例を示した「自治体の対応例」を掲載しています。各自治体におかれましては、今後の実務が円滑に進むよう、必要に応じて、この対応例も参考にさせていただきつつ、各自治体の地域の実情を踏まえ、マニュアルの整備等の対応をご検討いただければ幸いです。

4. 火葬・葬祭等費用の取扱い

4-1 火葬・葬祭等費用の取扱いの流れ

(1) 火葬等の実施者がいる場合（生活保護法の葬祭扶助が適用される場合）

- 扶養義務者等のいない方（身元不明の方を含む。）が亡くなった場合で、その方の葬祭を行う方（※）がいるときは、葬祭を行う方からの申請により、葬祭等に要した費用を生活保護法の葬祭扶助として支給することとなります（生活保護法第18条）。

(※) 自治体以外の一般の方が自発的に葬祭を行う場合をいい、自治体が民生委員等に依頼して葬祭を行う場合等は含まれません。

- 生活保護法第18条第2項に基づき、葬祭扶助費（※）を支給したときは、亡くなった方の遺

留の金銭や有価証券（以下「遺留金」という。）を葬祭扶助費に充当し、なお足りないときは、その方の遺留の物品（以下「遺留物品」という。）を売却してその代金を充当することができます（生活保護法第76条第1項）。

（※）生活保護受給者が亡くなった場合で、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき、又は亡くなった方の葬祭を行う扶養義務者がいない場合で、当該亡くなった方の遺留金品で葬祭に必要な費用を満たすことができないときに行った葬祭扶助に限ります。

- 市町村は、遺留金を葬祭費用に充当することができるとする規定（生活保護法第76条第1項）により、当然に、相続人及び死者の債権者等に優先して遺留金を葬祭費用に充当することができます。

死者の預貯金債権は、生活保護法第76条第1項の規定の適用については「金銭」と同様に扱うことができることから、市町村は、葬祭費用への充当を目的とした預貯金の引き出しも（それ以外の遺留金と同様に）、生活保護法第76条第1項に基づき、当然に相続人及び死者の債権者等に優先して行うことができます。

遺留金を葬祭費用に充当することができるとする生活保護法の規定においては、亡くなった方の預貯金の引き出しの手続に関しては何ら特別な定めがなく、また、相続人及び死者の債権者等との関係に留保をつけることなく、引き出しに当たって相続人及び死者の債権者等への意思確認を求めているものではないため、引き出しに当たって相続人及び死者の債権者等への意思確認は不要です。

- 預貯金については、金融機関に各種の証明書等を提出して現金化することとなります。
提出を求められる書類は各金融機関で異なりますが、以下の自治体の長の名義で発行される「様式案」をご活用いただくことも考えられます。本「様式案」は、各金融機関の共通のニーズも踏まえて策定したものであるため、ご活用をご検討ください。なお、各自治体や各金融機関のニーズにあわせて「様式案」と異なるものを使用いただくことを妨げるものではなく、また、やりとりの多い金融機関との間で、予めどのような書類の提出が必要であるかについて取り決めをしておくことも方法の一つとして考えられます。

(参考1) 様式案

(文書番号)
年 月 日

(金融機関名) 様

発行自治体名称 発行役職名
発行者氏名



関係法令の規定に基づく火葬等に係る費用に充当するための
預貯金の払戻請求について (依頼)

下記1の者について、下記2の根拠法令の規定に基づき、遺留金を火葬等の費用に充当する必要があるため、当該者の口座について、現時点の残高についてご確認いただき、当該口座に残高がある場合には、下記4の対象費用の範囲内において、当該口座からの払戻を請求します。なお、当該口座に残高がない場合は、その旨ご回答をお願いします。

記

1 対象者について

対象者	カナ		カナ		性別	
	氏名		旧姓		生年月日	
	カナ(※)					
	最終住所					
	死亡年月日					

(※) 箇所の入力任意

2 根拠法令 (裏面参照)

- 生活保護法第76条 (同法第18条第2項の葬祭扶助として支出)
- 墓地、埋葬等に関する法律第9条 (同条に基づき埋火葬を実施)
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条 (同法第7条に基づき埋火葬を実施)

3 対象口座

当市において遺留品等から確認できた情報は以下のとおりです。

(※) 複数ある場合は適宜行を追加して下さい。

名義人名	カナ	店番	店名	科目	()	口座	番号
			店				

名義人名	カナ	店番	店名	科目 ()	口座 番号	
			店			

その他 (口座が複数ある場合に払戻の優先順位等何か情報がある場合に記載)

4 払戻対象費用

〇〇円 内訳は添付明細書参照

5 振込先

名義人名	金融機関名	店番	店名	科目 ()	口座 番号	
			店			

6 添付書類

- ・死亡の事実を証する書類
- ・払戻対象費用（埋火葬や葬祭費用）の明細
- ・預貯金にかかる通帳・証書・キャッシュカード本体又は写し（※自治体が通帳等を保有している場合）
- ・自治体職員であることの証明書類（職員証等、窓口で本人確認としての書類提示として求められる際に本人確認書類として機能するもの）

(参考)

○生活保護法（昭和25年法律第144号）

(葬祭扶助)

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

(遺留金品の処分)

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることのできる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

○行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

② 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

死者の預貯金債権は、法第76条第1項の規定の適用については「金銭」と同様に扱うことができることから、法第18条第2項に基づき葬祭扶助を行う場合、法第76条第1項に基づき、当該費用に充当する限りにおいて、死者の預貯金に係る金融機関に対して払戻請求を行った上で、払戻しを受け、保護費に充てることができることと解される。当該払戻しを受けるためには、預貯金に残高が現に存在することが必要であるため、金融機関に対しては請求の際に残高の有無について確認できると解すべきである。

なお、法第76条第1項は、相続人及び死者の債権者等との関係に留保をつけることなく、遺留の金銭を保護費に充てることができる旨規定していることから、当然に、相続人及び死者の債権者等に優先して預貯金を保護費に充てることができる。

（担当）〇〇市 〇〇課

電話：

担当：氏名

（2）火葬等の実施者がいない場合（墓埋法又は行旅法が適用される場合）

○ 扶養義務者等のいない方（身元不明の方を含む。）が亡くなった場合で、扶養義務者以外にも火葬等を行う方がいないときは、その方の死亡地の市町村が火葬等を行い、その費用を肩代わりすることになります。火葬等の費用を肩代わりしたときは、亡くなった方の遺留金を火葬等に要した費用に充当することになります（行旅法第7条、第11条。墓埋法第9条第2項において行旅法を準用する場合を含む。）。

○ 遺留金を充当しても、十分に費用の弁償を得ることができないときは、亡くなった方の相続人、扶養義務者の順に費用の弁償を求める（※）こととなります（行旅法第11条。墓埋法第9条第2項において行旅法を準用する場合を含む。）。

（※）墓埋法及び行旅法に基づく事務は自治事務であることから、当該事務を行う市町村や当該市町村を管轄する都道府県の判断として、以下のような場合は、費用弁償請求先としてふさわしくない又は費用弁償が期待できない相続人又は扶養義務者であるとして、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償請求先から除外し、後述のとおり、市町村から都道府県に当該費用の負担を求めることも可能です。

【費用弁償請求先としてふさわしくないとと思われる相続人・扶養義務者の例】

- ・ 収入等の状況に鑑みて費用弁償が期待できない
- ・ 亡くなった方から DV や虐待等の被害を受けていた
- ・ 亡くなった方から縁を切られている
- ・ 一定期間（例えば 10 年程度）音信不通である等亡くなった方との交流が断絶している
- ・ その他費用弁償を請求する先として不適當であると認められる場合

○ なお、亡くなった方が身元不明人の場合には、並行して相貌や遺留物品等の本人の認識に必要な事項を市町村の掲示板等へ告示し、官報等による公告を行うこととなります。これにより、亡くなった方の身元が明らかになったときは、相続人（相続人が不明の場合は扶養義務者又は同居する親族）又は都道府県（一般市及び町村の場合に限る。）に対して通知することになります（行旅法第 9 条、第 10 条）。

○ また、官報等による公告後 60 日を経過しても費用の弁償を得ることができない場合（※ 1）は、遺留物品を売却して火葬等に要した費用に充当することができます（※ 2）（行旅法第 13 条。墓埋法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。）。

（※ 1）身元が判明しており公告を行わなかった方や、公告により相続人や扶養義務者が明らかになった方の場合で、相続人や扶養義務者から費用の弁償を得ることができなかつたときは、直ちにその遺留物品を売却することができます。

（※ 2）預貯金の取扱いについては、（1）と同様に、市町村は、行旅法第 11 条（墓埋法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。）を根拠として相続人及び死者の債権者等に優先して遺留金を火葬等の費用に充当することができます。行旅法及び墓埋法において、亡くなった方の預貯金の引き出しの手続に関しては何ら特別な定めがなく、また、相続人及び死者の債権者等との関係に留保をつけることなく、引き出しに当たって相続人及び死者の債権者等への意思確認を求めているものではないため、引き出しに当たって相続人及び死者の債権者等への意思確認は不要です。

○ それでもなお、十分に費用の弁償を得ることができない場合は、当該市町村が繰替支弁し、都道府県に不足分の負担を求める（指定都市・中核市については、自市で負担する）こととなります（行旅法第 15 条。墓埋法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。）。

この場合、一般市及び町村については、当該管轄の都道府県との協議や予め行った取決めに従うことが必要です。

コラム 1：市町村における遺留金、相続人等の調査（墓埋法又は行旅法が適用される場合）

- 墓埋法及び行旅法に基づく事務は自治事務であり、亡くなった方の遺留金及び費用弁償先となる相続人等の調査については、各自治体で必要な範囲でご対応いただいています。
- この手引（「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について」（令和3年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡））にてお示ししていますが、遺留金については、多くの市町村で警察、施設等から引渡しを受けた範囲で把握をしており、その他にも市町村職員の調査により把握をしている例もあります。
- このうち、市町村職員が調査を行う場合は、関係者からの聞き取りや、市町村の内規等に基づく複数職員での住居への立入り（相続人、大家、施設管理者等、職員以外の関係者の立会いの下）の方法がとられています。
- また、相続人等については、多くの市町村が、警察、施設等からの情報提供、市町村職員の戸籍法（昭和22年法律第224号）等に基づく戸籍調査（戸籍謄抄本の公用請求（※））等により把握しています。

（※）地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法第10条の2第2項に基づき、当該請求の任に当たる権限を有する職員が、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにして戸籍謄抄本の公用請求を行うことができます。根拠となる法令の条項については、以下の規定が考えられます。

- ・生活保護法第18条第2項
- ・行旅法第7条第1項、第11条、第14条
- ・墓埋法第9条

なお、生活保護法18条第2項第1号を適用する場合は、同法第29条第1項に基づき、戸籍謄抄本の請求を行うことも可能です。

- 亡くなった方の遺留金及び相続人等に係る必要な調査範囲については、戸籍調査によって全ての相続人等を把握するまでに相当の期間を要する場合があること、仮に相続人等が判明しても、連絡が取れない場合や受取を拒否される場合もあることなどに留意して、各自治体において判断いただくこととなります。
- なお、取扱費用は都道府県、指定都市又は中核市が支出することから、遺体を取り扱うのが一般市や町村である場合には、亡くなった方の遺留金及び相続人等に係る必要な調査範囲について、都道府県との協議や予め定めた取り決めに従って対応していただくこととなります。都道府県との協議や取り決めに当たっては、上記のとおり、戸籍調査によって全ての相続人等を把握して請求を行うことの実務上の困難さ等も踏まえつつ、各自治体の実状に応じて、合理的な取り決めを行うことが望まれます。

コラム 2：死亡届の届出人がない場合又は届出人からの届出を期待することのできない場合における死亡届の手続

- 死亡届は、原則として、法定の届出義務者又は届出資格者から行う必要があります（戸籍法第 87 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条、第 93 条）。
- ただし、死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合において、福祉事務所の長及びこれに準ずる者からの職権記載を促す申出であって、届出事件本人と死亡者との同一性に疑義がないものについては、市区町村長に対し、あらかじめ戸籍法第 44 条第 3 項及び第 24 条第 2 項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとし、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えない取扱いとされています（平成 25 年 3 月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民事第一課長通知）。

4-2 遺留物品の売却の方法等について

- 火葬・葬祭等に要した費用又は葬祭扶助費へ充当するために遺留物品の売却を行うときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項又は生活保護法施行規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結することになります。
- 通常は、一般競争入札の契約方法によることになりますが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に適合する場合には、指名競争入札や、随意契約、せり売りにより物品の売却を行うこともできます。例えば、随意契約については、遺留物品の売却予定価格が、同令別表第五の「六 前各号に掲げるもの以外のもの」の項の下欄に定める額（都道府県及び指定都市は 100 万円、市町村は 50 万円）の範囲内において自治体の規則で定める額を超えない場合等に行うことができることとされています（地方自治法施行令第 167 条、第 167 条の 2、第 167 条の 3、別表第 5 の 6 の項）。
- また、火葬・葬祭等に要した費用又は葬祭扶助費が全て弁償された後、なお残余の遺留物品があるときは、基本的には民法上の相続財産清算制度を活用することによる相続財産の管理・清算や弁済供託制度を活用しての財産整理が行われることになります。各制度の利用前に、市町村が保管している物品が滅失又はき損のおそれがあるときや、保管に不相当の費用や手数を要するとき（※）は、これを売却し、棄却することができます（生活保護法施行規則第 22 条第 2 項及び第 3 項、行旅法第 12 条（墓理法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。））。

（※）生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条第 3 項に規定される「滅失若しくはき損のおそれがあるとき」や行旅法第 12 条（墓理法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。）に規定される「滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ」の具体例としては、生鮮食料品や生花等が想定されます。

また、同様に「その保管に不相当の費用若しくは手数を要するとき」や「其ノ保管ニ不相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキ」の具体例としては、期限の定めのある金券類（商品券など）や生活用品等の換金価値がない又は保管に要する費用よりも低いと思われるものや保管に著しい手間がかかるものが想定されます。

個々の物品を売却又は棄却することが適切か否かは個別の事例や各地方自治体の実情に応じて判断いただくこととなります。

コラム 3：生活保護法施行規則の改正①（施行日：令和 2 年 12 月 9 日）

- 生活保護の葬祭扶助を適用した場合における遺留物品の売却については、従前は、競争入札に付きなければならないこととされており、見積価格 1000 円未満の物品等については、その他の方法により売却することも可能という取扱いが規定されていました（改正前の生活保護法施行規則第 22 条第 1 項）。
- この生活保護法施行規則の規定を改正し、地方自治関係法令において随意契約等の競争入札によらない方法での売却が可能とされている場合について、費用充当事務においても、同様の方法で売却を行って差し支えないこととしました。

5. 残余の遺留金品の取扱い

- 4-1により、火葬・葬祭等に要した費用又は葬祭扶助費に充当しても、なお残余の遺留金品が生じる場合には、民法上、相続財産清算制度（民法第951条～第959条）や供託制度（民法第494条～第498条）を利用することが考えられます。

- 生活保護法施行規則第22条においては、保護の実施機関が遺留金品の処分を適切に行うことができるようにするために、その基本的な取扱いを定めており、生活保護法第18条第2項に基づく葬祭扶助を適用した場合については、亡くなった方の相続人保護の観点から、相続財産清算人の選任によりがたい場合に弁済供託を行うことができることとしています。

この「相続財産清算人の選任によりがたい場合」とは、相続財産清算人の選任の要件を満たさない（例えば、亡くなった方の相続人の存在が判明しているケース）又はその立証が難しい場合（例えば、亡くなった方の身元が不明であり、相続財産清算人の選任に必要な戸籍謄本等の資料が整えられないケース）はもとより、仮にその要件を満たすとしても、實際上、相続財産清算人を選任してまで管理・清算すべき財産がないような場合（例えば、遺留金品が少額であるケース）や、調査対象者が多数であるため戸籍調査が著しく困難であるケースも含まれません（※）。いずれにしても、各自治体の実情や個々のケースに応じて判断いただくこととなります。

なお、相続人の存在が判明していても受取りを拒否している又はその所在が不明である場合は、相続財産清算人の選任によらずに、弁済供託によることが考えられますが、弁済供託の要件を満たしている必要があります。（後記5-2）

（※）相続財産清算制度を用いる場合は、裁判所の選任した相続財産清算人により清算手続が行われますので、相続人の搜索等のための公告手続が行われ、相続財産が全般的に管理・清算されますが、その反面、手続が終了するまでに一定の時間がかかり、相続財産清算人の報酬を含む費用の予納を要することが一般的です。相続財産清算制度の概要については、後記20ページをご参照ください。

- その他の場合（墓埋法が適用される場合や行旅死亡人の場合）の残余の遺留金品の取扱いについては、相続財産清算人の選任と弁済供託のどちらを利用するかに関する規定はありませんが、この場合も相続人保護の観点から、相続財産清算人の選任によりがたい場合に弁済供託制度を利用していただくことが望ましいと考えられます。

- なお、残余の遺留金は原則として相続財産清算制度又は弁済供託によって処分することが望ましいですが、様々な事情によりこれらの方法によって処分できない場合は、生活保護法第76条第1項又は行旅法第12条（墓埋法第9条第2項において行旅法を準用する場合を含む。）を根拠に、地方自治法第235条の4第3項に規定される歳入歳出外現金として保管することが可能です（※）。

(※) 残余遺留金を歳入歳出外現金として保管できる根拠の考え方

○ 生活保護法を適用する場合：第 76 条第 1 項

生活保護法第 76 条第 1 項は、残余遺留金が生じた場合に地方自治体においてそれを保管することを当然に予定しており、生活保護法施行規則第 22 条第 2 項はその旨を明確化した規定と解されるため、生活保護法第 76 条第 1 項が歳入歳出外現金として保管できる根拠になります。

○ 行旅法を適用する場合：第 12 条

行旅法第 12 条における「遺留物件」には残余遺留金も含まれると解されるため、行旅法第 12 条が歳入歳出外現金として保管できる根拠になります。

○ 墓埋法を適用する場合：第 9 条第 2 項

上述のとおり行旅法第 12 条における「遺留物件」には残余遺留金も含まれると解されるため、行旅法を準用している墓埋法第 9 条第 2 項が歳入歳出外現金として保管できる根拠になります。

コラム 4：生活保護法施行規則の改正②（施行日：令和 2 年 12 月 9 日）

○ 生活保護の葬祭扶助を適用した場合における残余の遺留金品の取扱いについては、従前は、相続財産管理制度を活用して相続財産の管理・清算を行っていただくこととしていました（改正前の生活保護法施行規則第 22 条第 2 項）。

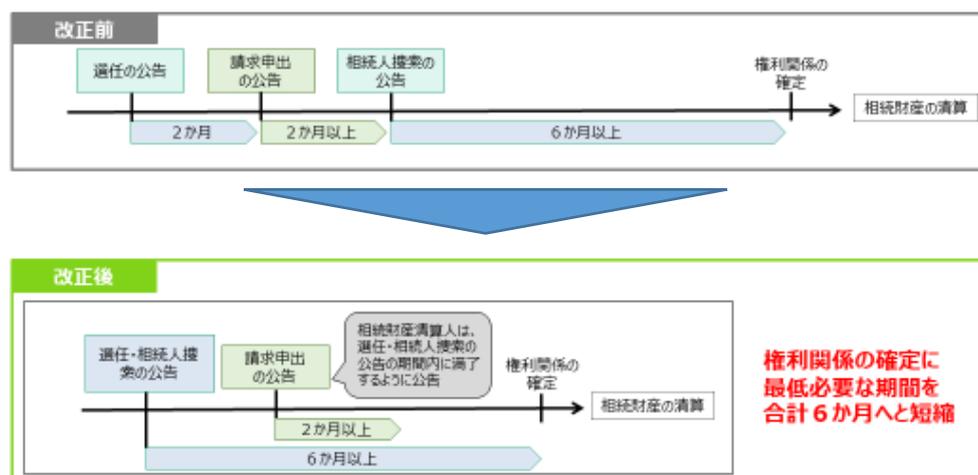
○ しかし、相続財産管理人の選任には、予納金（数十万円～100万円程度）が必要となる場合が多く、亡くなった方の遺留金品が当該費用に満たない場合等には、事実上、選任を申し立てることができず、残余の遺留金品の処理を行うことができない事例がありました。

○ このため、生活保護法施行規則を改正し、相続財産管理人の選任によりがたい場合には、弁済供託制度を活用することもできることとしました。

○ 令和 3 年民法改正により、相続財産管理人は「相続財産清算人」と名称が改められましたが、生活保護法施行規則上の取扱いに変更はありません。

5 - 1 相続財産清算制度

- 相続人のいない財産を清算する手続として、民法は、相続財産清算制度を設けています（民法第951条～第959条）。この制度においては、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は法人とされ、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が相続財産清算人を選任することとされています。
- 相続財産清算人を選任されるためには、以下の要件を満たすことが必要とされています。
 - ① 相続の開始
 - ② 相続財産の存在
 - ③ 相続人のあることが明らかでないこと
- 相続財産清算人は、相続人を検索しつつ、相続財産を管理・清算し、なお残余財産があるときは、その財産は国庫に帰属することとされています。
- 相続財産の清算手続については、令和3年民法改正によって見直しがされています。具体的には、家庭裁判所が行う相続財産清算人の選任公告と相続人の検索の公告を統合して、一つの公告で同時で行うこととし、これと並行して、相続債権者等に対し請求の申出をすべき旨の公告を行うことを可能とすることにより、3回必要であった公告が2回となり、権利の確定に最低限必要な期間が合計10か月間から6か月間に短縮されました。



【よくあるご質問】

Q1：自治体が相続財産清算人の選任の申立てをするには、申立書のほか、どのような添付資料が必要ですか。

A 亡くなった方の出生時から死亡時までの戸籍謄本をはじめ、その方に相続人がないことを示す戸籍謄本等の以下の資料が必要になります。

- 亡くなった方の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の父母で死亡している方がいらっしゃる場合、その出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の子（及びその代襲者。民法第 887 条）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の兄弟姉妹（及びその代襲者としてのおい・めい。民法第 889 条第 2 項）で死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹（及びその代襲者としてのおい・めい）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の住民票除票又は戸籍附票
- 相続財産の存在を証する資料（残余の遺留金の保管証明書等。その他、存在が判明している財産がある場合には、登記事項証明書や通帳の写し等）
- 自治体が利害関係を有することを証する資料（残余の遺留金の保管証明書等）
- 相続財産清算人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票

Q2：身元不明の行旅死亡人の場合でも、相続財産清算人の選任請求はできますか。

A： 身元不明の行旅死亡人であっても、「相続人のあることが明らかではないとき」に当たる場合には、相続財産清算人の選任請求は可能と解されます。

身元不明の行旅死亡人についてどのような場合に「相続人があることが明らかではないとき」に当たるかは事案ごとの裁判所の判断になりますが、申立人において、関係者への聴取や遺留物品の確認等によってもその身元が不明であることを示す資料を提出することで選任請求が可能となることがあると考えられます。

Q3：相続財産清算人が選任されるための要件の一つに「相続財産の存在」がありますが、市町村及び保護の実施機関（都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長）が選任申立てをする場合、保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産について調査する義務はありますか。

A： 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）上、市町村等が相続財産清算人の選任申立てをするために相続財産を調査する権限について一般的に定めた規定はなく、市町村等が当該申立てをするに当たり、保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産の調査を行う義務はありません。

もともと、家事事件手続法第 56 条第 2 項において、家事審判手続の当事者は事実の調査等に協力するものとされ、また、家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）第 37 条第 3 項において、家庭裁判所は、家事審判の申立人等に対し、手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めるとされています。そのため、申立人による財産調査が一般に不要であるわけではなく、事案に応じ、上記の法令の規定に沿って、可能な範囲での財産調査が行われることが円滑な審理に資するものと考えられます。

Q4：相続財産清算人の選任を申し立てる場合の予納金の額は、どの程度かかるのですか。

A： 予納金の額は、数十万円から100万円程度であることが多いとの指摘がありますが、相続財産の内容や相続財産清算人の職務内容など個別の事情に照らして、事案に応じて裁判所において判断されます。

Q5：残余の遺留金が、相続財産清算人の選任を申し立てるために必要と見込まれる予納金の額を超えている場合には、常に相続財産清算人の選任申立ての方法によらなければならないのですか。

A： 民法上は、いずれの制度についても利用可能です。

他方で、生活保護法に基づく葬祭扶助を適用した場合については、亡くなった方の相続人保護の観点から、相続財産清算人の選任によりがたい場合には弁済供託を行うことができるとされています。

相続財産清算人の選任によりがたい場合に当たるかどうかについては、遺留金の額の多寡だけでなく、相続財産清算制度を用いることとする場合の地方自治体の負担（相続人が多数に上るケースにおける戸籍調査の負担を含む。）も勘案しつつ、相続財産清算人を選任して相続財産の管理・清算をすべきかどうかといった観点から、地方自治体においてその実情も踏まえて個別的に判断されることになるものと考えられます。

Q6：利害関係人が存在する場合であっても、検察官が相続財産清算人の選任請求の申立てをすることはありますか。

A： 法律上、相続財産清算人の選任請求権者は利害関係人及び検察官とされており、両者に法律的な優劣関係はありませんが、一般的には、利害関係人によって選任の請求がされています。行旅死亡人などのように相続人保護の要請が高い場合（※）などにおいては、検察官が選任請求を行うこともできます。

（※）行旅死亡人は、警察等の調査で事後的に身元が判明した場合を除き、市町村等が戸籍調査等を行うことができないため、相続人の有無について調査することができず、相続人保護の必要性が高いと考えられます。

相続財産清算人の選任の申立てについての詳細は、裁判所のホームページをご参照ください。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_15/index.html

コラム5：令和3年民法改正（施行日：令和5年4月1日）

○ 令和3年改正前の民法では、相続財産が相続人によって管理されない場合について、①相続人が相続の承認又は放棄をするまでの段階（改正前の民法第918条第2項）、②限定承認がされた後の段階（改正前の民法第926条第2項）、③相続の放棄後、次順位者が相続財産の管理を始めることができるまでの段階（改正前の民法第940条第2項）の各段階において、相続財産の管理人の選任など相続財産の保存に必要な処分をすることができる旨を規定していました。

しかし、④共同相続人が相続の単純承認をしたが遺産分割前で遺産共有状態にある場合や、⑤相続人のあることが明らかではない場合については、相続財産の保存に関する規定はありませんでした。

そこで、上記の改正では、相続が開始すれば、相続の段階にかかわらず、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分をすることができる旨の規定が新設されました（民法第897条の2）。

○ また、相続財産の保存を目的として選任される「相続財産の管理人」と異なる目的を有するものを区別するため、限定承認及び相続人不分明の場合に相続財産の清算を目的として選任される「相続財産の管理人」の名称が「相続財産の清算人」に変更されました（民法第936条第1項、第952条第1項）。

5-2 弁済供託制度

○ 弁済供託制度について

弁済供託制度とは、債権者が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者が債権者のために弁済の目的物を供託所に寄託してその債務を免れる制度です（民法第494条）。

自治体は、保管している残余の遺留金を亡くなった方の相続人に返還する義務を負いますが、相続人の存否や所在がわからない場合や、返還を申し出たものの相続人が受領を拒絶している場合に、これを返還することは容易ではありません。

自治体は、そのような場合に、残余の遺留金を供託することで、相続人に対する残余の遺留金の返還義務を免れることができます。

弁済供託には、大きく分けて、

- ① 債権者不確知を理由とする弁済供託（→事例①-1）
- ② 受領不能を理由とする弁済供託（→事例②）
- ③ 受領拒絶を理由とする弁済供託（→事例③）

があります。

後記の「6. 遺留金に関する事例集」では、具体的な事例に即して、どのような場合にこれらの方法によって残余の遺留金を供託することができるのかを説明していますので、参考としてください。

○ 供託所について

供託事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局が供託所として取り扱っており、弁済供託は債務の履行地にある供託所にしなければなりません（民法第495条）。債務履行地の市町村内に供託所がない場合には、債務履行地の都道府県内にある最寄りの供託所に供託することになります。

自治体が過失なく債権者（相続人）を知ることができないとして弁済供託をする場合の供託所は、亡くなった方の住所地が基準になります（亡くなった方の住所地が不明の場合には、自治体の所在地が基準になります。）。

供託所の一覧は、こちらをご覧ください（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00222.html）。

なお、供託手続に関しては、債務履行地の供託所のほか、お近くの供託所でも相談することができます。

○ 弁済供託の必要書類について

供託をするには、①供託書（用紙は供託所で配布しています。）、②委任状（代理人がする場合に必要となります。）、③封筒及び郵便切手（被供託者に供託通知書の発送を希望する場合）が必要となります。

なお、相続人調査に係る資料等を提出する必要はありません。

また、供託の手続は、書面申請だけでなく、オンライン申請が可能です。

（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>）

○ 供託金の納入方法について

供託所に供託書などを提出した後に供託金を納入することになります。

納入方法については、①現金を直接供託所の窓口で取り扱う供託所と②日本銀行又はその代理店に納めていただく供託所があります（現金のほかに、電子納付を選択することもできます。）。

供託金の納入により、供託手続は完了となります。

○ 供託書類の記載方法について

後記の「（参考2）供託書記載例」において、弁済供託の各類型における記載例を掲載しておりますので、ご参照ください。

【よくあるご質問】

Q1：自治体で既に保管している遺留金を弁済供託することは可能ですか。

A：今後新たに自治体が保管を開始することとなる遺留金だけではなく、既に自治体で保管している遺留金についても、所定の要件を満たしていれば、弁済供託による処理をすることは可能です。

Q2：弁済供託された遺留金は、最終的にはどのように処理されるのですか。

A： 弁済供託がされた後、相続人が供託所に対して払渡請求をすれば、相続人に対して払い渡されることとなります。

なお、払渡請求権が時効消滅した場合には、供託金は国庫に帰属することとなります。

Q3：自治体が遺留金品の管理を開始した場合に、亡くなった方の相続人の氏名や所在を調査した上で相続人に管理を開始した旨の通知をする必要がありますか。

A： 自治体が遺留金品の管理を開始し、それが民法上の事務管理に該当する場合には、事務管理を始めたことを遅滞なく本人（亡くなった方の相続人）に通知しなければならないのが原則（民法第 699 条）ですが、その氏名や所在を知ることができない場合には、通知義務はないと解されています。

したがって、相続人の氏名や所在を知ることができない場合において、遺留金品の管理を開始したことを通知するためにその氏名や所在を調査する必要はないと考えられます。

Q4：弁済供託の申請書等を提出した後、現金以外の方法で供託金を納入する場合の期限について教えてください。

A： 納入期限については、実務上、供託を受理した日から 8 日目など（供託事務取扱手続準則（昭和 47 年 3 月 4 日法務省民事甲第 1050 号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）第 37 条本文）としているところですが、自治体での会計処理の実情に鑑み、自治体から申出があった場合には、その期限まで延長します。

供託書（記載例3）
（雑）

申請年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	供託カード番号 ()
供託所の表示	〇〇（地方）法務局	カード利用の方は記入してください。
住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に 記載してください。
氏名・法人名等 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 市		
代表者 〇〇市長 〇〇〇〇		<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に 記載してください。
被供託者の住所氏名 住所 (〒) ●●果●●市●●区●●町●●丁目●●番●●号 氏名・法人名等 <input checked="" type="checkbox"/> Aの相続人 <input type="checkbox"/> 人		
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	法令事項 民法第494条第2項 供託者は、令和〇年〇月〇日に死亡したA（住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）に対し生活保護法第18条第2項に基づき葬祭扶助を支給し、同法第76条第1項に基づきAの遺留金を葬祭扶助に要した費用に充てたところ、なお残余の遺留金〇円が生じたので、この残余遺留金をAの相続人に対して引き渡すべき債務（支払日：定めなし、支払場所：被供託者住所）を負っている。 この残余遺留金を引き渡すため、Aの相続人を調査したが、相続人の氏名及び住所がB以外不明であり、債務者に過失なくして債権者を確知することができないので供託する。
供託者 氏名	<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき買権又は <input type="checkbox"/> 反対給付の内容 備考	

6. 遺留金に関する事例集

事例①-1（債権者不確知を理由とする供託による遺留金の処理）

生活保護受給者が居住している無料低額宿泊所で死亡し、施設の職員から自治体はその遺留金品を引き継いだ。

亡くなった方の葬祭等を行う扶養義務者はいなかったが、亡くなった方と親しかった無料低額宿泊所の居住者が葬祭等を行うこととなった。自治体は、葬祭人に対して葬祭扶助を行った上で、亡くなった方の遺留金品を換価して葬祭扶助費に充当したが、さらに残余の遺留金が生じたので、その遺留金の保管を開始した。

自治体は関係者への聞き取りや亡くなった方の遺留物品等の調査を実施したが、相続人の存否等について把握することができなかった。残余の遺留金の額は相続財産清算人の選任の申立てに必要と見込まれる予納金の額に満たなかったため、自治体は、債権者不確知を理由とする弁済供託の方法により、残余の遺留金を処理することを検討している。

【説明】

上記の事例においては、亡くなった方の遺留物品等を調査したものの相続人の存否が不明であり、また、残余の遺留金の額が少額であり、実際上も相続財産清算人の選任が困難であると思われることから、自治体は、残余の遺留金について、債権者不確知を理由とする供託をすることができると考えられます。

【よくあるご質問】

Q1：債権者不確知を理由とする弁済供託をする際の供託書の記載方法について教えてください。

A： 前掲の「(参考2) 供託書記載例」(以下「記載例」といいます。)の1を参照してください。
なお、亡くなった方が行旅死亡人の場合には記載例2をご参照ください。
また、相続人の一部しか判明しない場合には記載例3をご参照ください。

Q2：債権者不確知を理由とする弁済供託をする際には、どのような調査をする必要がありますか。

A： 一般に、債権者が誰であるかを供託者が事実上知り得ない場合であれば、「過失なく債権者を知ることができない」場合に該当すると考えられています。

最終的には事案ごとの判断となりますが、例えば、自治体が把握している関係者への聞き取りや遺留物品の確認等の合理的な範囲での調査をしても相続人の存否やその氏名・住所が判明しなかった場合には、更に戸籍による調査を遂げなくても、原則として、「過失なく債権者を知ることができない」場合に当たるものと考えられます(特に、亡くなった方の身元が不明であるため戸籍による調査が困難であるような場合や、他の自治体から戸籍を取り寄せなければ相続人の存否等を知ることができないような場合には、更に戸籍による調査をしなくて

もよい場合が多いと考えられます)。

相続人の存否やその氏名・住所が判明しなかった場合として、次のような例を挙げる事ができます。

- ・ 関係者への聞き取りや遺留物品の確認等によっても、相続人の存否やその氏名等に関する情報が全く得られなかった場合
- ・ 関係者への聞き取りや遺留物品の確認等により、相続人とも思われる人の存在が判明したが、その氏名が判明しなかった場合

なお、供託官は、債務者が債権者を確知することができなかつたことにつき過失がないことについて審査を行います。その審査は供託書の記載のみに基づいて行われます。

したがって、供託書の記載に基づく限りで債務者に過失がないと判断される場合には供託をすることができますが、後に裁判で供託の有効性が争われた場合にはこれと異なる判断がされる場合があります。仮に、後に供託の有効性が否定された場合には、返還義務は消滅していません。自治体は改めて返還義務を履行する必要があります(その場合、遅延損害金を付加する必要があります。)が、供託した金銭については取り戻すことができます。

Q3：亡くなった方の遺留物品等を調査した結果、相続人の一部についてはその氏名や所在が判明したものの、そのほかに相続人がいるかどうか分からない場合に、残余の遺留金を供託することはできますか。

A： そのような場合には、氏名が判明している相続人に対しても返還すべき残余の遺留金の額(法定相続分に応じて決まる)が不明であるため、残余の遺留金の全部について、債権者不確知を理由とする供託をすることができると考えられます。

Q4：亡くなった方の遺留物品等を調査した結果その氏名が判明した相続人が相続放棄の手続きをしており、そのほかに相続人がいるかどうか分からない場合に、残余の遺留金を供託することはできますか。

A： そのような場合には、相続放棄の手続きをした相続人に対しては遺留金を返還する義務はなくなり、そのほかに残余の遺留金を返還すべき相続人の存否が不明であるということになるため、債権者不確知を理由とする供託をすることができると考えられます。

Q5：遺留金品について、現金のほかに物品等が残ってしまった場合に、これらの物品等を弁済供託することはできますか。

A： 物品については、法務局若しくは地方法務局又はその支局を供託所として供託することはできず、法務大臣が指定した倉庫営業者が供託所となって、供託事務を取り扱います(供託法(明治32年法律第15号)第5条)。

しかしながら、物品供託が認められるためには、供託物が倉庫営業者の保管義務(「その営業の部類に属する物」であり、かつ「保管可能な数量」)の範囲内であることなどの要件が必要であるほか、物品供託所の指定を受けている倉庫営業者がほとんどないこと、供託者が保管料を負担する必要がある場合があることなどの事情から、事実上、この供託を行うことは

困難となっています。

ただし、物品が供託に適しないときや、上記のように物品を供託することが困難な事情があるときには、裁判所の許可を得て物品を競売し、その代金を供託することができます（民法第497条）。

事例①-2（相続財産清算人の選任申立てによる処理）

事例①-1のケースで、残余の遺留金の額が多額であり、相続財産清算人の選任を申し立てるために必要と見込まれる予納金の額を超えることが予想される場合に、自治体が亡くなった方に関する戸籍調査を開始したところ、戸籍上相続人が存在しないことが確認されたため、相続財産清算人の選任の申立てをし、残余の遺留金の処理をすることを検討している。

【説明】

上記の事例のように、生活保護の葬祭扶助を適用した場合であって、残余の遺留金の額が多額で相続財産清算人の選任を申し立てるために必要と見込まれる予納金の額を超えることが予想されるなど、他に相続財産清算人の選任の方法によりがたい事情がないときには、自治体は、相続財産清算人の選任を申し立てる方法により、残余の遺留金を処理することになります。

その相続財産清算人の選任の申立てに当たっては、亡くなった方に関する戸籍調査を行い、相続人が存在しないことを確認する必要があります。

【よくあるご質問】

Q：亡くなった方に関する戸籍調査をした結果、相続人がいることが判明した場合には、相続財産清算人の選任の方法による遺留金の処理はできないのですか。

A： そのような場合には、相続財産清算人の選任の方法によることはできず、相続人に対して残余の遺留金を返還しなければなりません。

なお、そのような場合で、相続人の所在が不明で遺留金を返還することができないときには、後記の事例②の受領不能を理由とする供託に関する説明を、相続人が受領を拒絶しているために遺留金を返還することができないときには、後記の事例③の受領拒絶を理由とする供託に関する説明をご参照ください。

事例②（受領不能を理由とする供託による処理）

事例①－1のケースで、自治体は、亡くなった方の遺留物品等から唯一の相続人である配偶者の存在とその氏名を把握したが、その所在が不明であるため、弁済供託の方法により残余の遺留金を処理することを検討している。

【説明】

上記の事例のように、相続人が判明している場合は、相続財産清算人を選任することができませんが、弁済供託をすることによって残余の遺留金を処理することができる場合があります。

受領不能を理由とする弁済供託は、債権者が弁済を受領することができないときに行うことができるのですが（民法第494条第1項第2号）、債権者の所在が不明であり、弁済を行うことができない場合も、この受領不能に該当すると考えられています。

したがって、上記の事例のように、亡くなった方の遺留物品等から相続人の存在や氏名を自治体が把握したものの、その所在がわからず、残余の遺留金を返還することができない場合には、受領不能を理由とする弁済供託をすることができます。

【よくあるご質問】

Q1：受領不能を理由とする弁済供託をする際の供託書の記載方法について教えてください。

A： 記載例4をご参照ください。

Q2：亡くなった方の遺留物品等の調査により複数の相続人がいることが判明したものの、そのうちの一人のみ所在が判明せず、そのほかの相続人については所在が判明している場合に、残余の遺留金を供託することはできますか。

A： そのような場合には、所在が判明しない相続人に対して返還すべき残余の遺留金の額を確定させた上で（法定相続分に応じて決まる）、その額についてのみ、受領不能を理由とする供託をすることができます。具体的な例でいえば、残余の遺留金の額が50万円で、所在が判明しない相続人の法定相続分が2分の1であるとする、遺留金のうち25万円分についてのみ、受領不能を理由とする供託をすることができます。

所在が判明している相続人に対しては、同様に返還すべき残余の遺留金の額を確定させた上で、その額の遺留金をそれぞれ返還しなければなりません。所在が判明している相続人が遺留金の受領を拒絶する場合については、後記の事例③の受領拒絶を理由とする供託に関する説明をご参照ください。

事例③（受領拒絶を理由とする供託による処理）

アパートで死亡している者が大家に発見され、警察による捜査の後、自治体はその遺体及び遺留金品を引き継いだ。

その身元は判明していたものの、身寄りがなく、葬祭等を行う方がいなかったため、自治体が火葬を行い、遺留金品を換価してその一部をその火葬費用に充てた後、残余の遺留金の保管を開始した。

自治体が亡くなった方の遺留物品等の調査を行ったところ、相続人の氏名及び所在が判明し、連絡を取ることができた。もっとも、当該相続人が、残余の遺留金を返還する旨の申し出を拒否したため、受領拒絶を理由とする弁済供託の方法により残余の遺留金を処理することを検討している。

【説明】

事例②と同様に、相続人が判明している場合は、相続財産清算人の選任の申立てをすることはできませんが、弁済供託をすることによって遺留金を処理することができる場合があります。

受領拒絶を理由とする弁済供託は、債務者が弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだときにすることができます（民法第494条第1項第1号）。

自治体が相続人に対して残余の遺留金の返還を申し出た場合に、相続人がその申出を拒絶した場合には、自治体は、残余の遺留金について、債権者の受領拒絶を理由とする弁済供託をすることができると考えられますので、上記の事例においては、受領拒絶を理由とする弁済供託の方法により、残余の遺留金を供託することが考えられます。

【よくあるご質問】

Q1：受領拒絶を理由とする弁済供託をする際の供託書の記載方法について教えてください。

A： 記載例5をご参照ください。

Q2：亡くなった方の遺留物品等の調査により複数の相続人がいることが判明したものの、そのうちの一人のみが遺留金の受領を拒み、そのほかの相続人については遺留金を受領する意向を示しているときに、残余の遺留金について、受領拒絶を理由とする弁済供託をすることはできますか。

A： そのような場合には、受領を拒絶している相続人に対して返還すべき遺留金の額を確定させた上で（法定相続分に応じて決まる）、その額についてのみ、受領拒絶を理由とする供託をすることができます。

そのほかの遺留金を受領する意向を示している相続人に対しては、同様に返還すべき遺留金の額を確定させた上で、その額の遺留金をそれぞれ返還しなければなりません。

(参考3) 地方自治体で残余遺留物品の保管・廃棄に関する基準を策定している例

※ 残余遺留物品の保管・廃棄にあたっては、各自治体の実情や個々のケースに応じて取り扱っていただいているところです。以下は、総務省行政評価局が行った「遺留金等に関する実態調査」によって把握された事例の一部を参考として紹介するものです。

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
1	場合によっては直ちに廃棄	換金価値のない遺留物品については、直ちに廃棄して差し支えない。ただし、廃棄に際しては複数職員で対応することとし、廃棄した物品・経過を記録する。	生活保護法及び同法施行規則において、葬祭費用への充当のため換金価値のある遺留物品については市区町村で保管することとされていると認識しているが、換金価値のないものをやむを得ず引き取った場合に市区町村が保管すべき規定はないため、取扱いに苦慮した結果規定したもの	生
2	60日	保管開始から60日経過後に廃棄する。ただし、滅失・毀損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは保管期間にかかわらず廃棄可能とする。	規程は他市区町村のものを参考にしているが、保管期間については、過去の遺留金品の保管例や保管スペースの広さに照らし独自に検討したもの	生
3	6か月	預金通帳等は、記録を取り、担当課が管理する金庫に保管。その他の遺留物品は、原則として相続人への引渡し完了するまでの間、散逸しないよう取りまとめて保管する。ただし、保管後6か月が経過した場合、保管すべき物品が滅失又は毀損のおそれがある場合、その保管に不相当の費用又は手数を要する場合若しくは金銭的価値がないと見込まれる場合は、その旨記録し、決裁の上、廃棄することができる。	運用として6か月程度で廃棄していたものを、令和3年3月に手引が示されたことを契機として、規程の内容を見直し追記したもの	生

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
4	1年	遺留金品をもって取扱費用を弁償してなお余りある場合、有価証券及び遺留物品については、おおむね1年間保管する。	遺骨の保管期間を1年（1年を経過したものについては合葬）としていることに倣ったもの	行
5		遺留品は相続人等が現れることを考慮して、1年程度保管した後、廃棄	年に1回行われる産業廃棄物の廃棄の機会に合わせたもの	生
6		換金価値がない場合、1年間保管後、廃棄するものとする。ただし、保管することが困難な衣類や生活用品、所属長が保管を不相当とするものについては1年未満でも廃棄できるものとする。	他市区町村の要領、マニュアル等を参考としたもの	行 墓 生
7	最低1年以上	換金価値がなく、葬祭費に充当できなかった遺留物品は、相続人に引き渡す場合を除き、最低1年以上保管の上、課長決裁をとり処分する。	都道府県が発出した行旅死亡人の取扱いに係る規程に倣ったもの	行 墓 生
8	5年	遺留物品の保管期間は、福祉施設等から引き継いだ後5年とする。	遺骨の保管期間を5年（5年を経過したものについては合葬）としていることに倣ったもの	行
9		換金価値のない遺留物品は、所定の倉庫において、保管日の属する年度の翌年度の4月1日から原則として5年間保管し、期間経過後に決裁の上、これを廃棄する。	行旅死亡人等に係る文書の保存年限に倣ったもの	行 墓 生
10	1年又は10年	保管期間を、保管することが物理的に困難な衣類、生活用品等で、その換金価値が認められないもの又は管理責任者が保管を不相当とするものは1年、他の物品については10年と定めている。	民法第166条第1項第2号 ^(注3) の債権の消滅時効に倣ったもの。規定を設ける際、顧問弁護士に相談し法的に問題がない旨回答を得ている。	墓

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
11	3年又は 10年	遺骨の保管期間(葬祭を行う者がいない場合は3年、葬祭を行う者が判明しない場合は10年)と同期間保管する。	遺骨の保管期間に倣ったもの なお、遺骨の保管期間は、警察における身元が分からない遺体の情報検索が過去12年分できるため、この期間に準じている。	墓 生
12	10年	遺骨の保管期間(10年)と同期間保管する。	遺骨の保管期間に倣ったもの なお、遺骨の保管期間は、警察における身元が分からない遺体の情報検索が過去12年分できるため、この期間に準じている。	行

(注) 1 「遺留金に関する実態調査結果報告書」(令和5年3月 総務省行政評価局)より抜粋。

2 「法律」欄の「行」は行旅法、「墓」は墓埋法、「生」は生活保護法を表す。

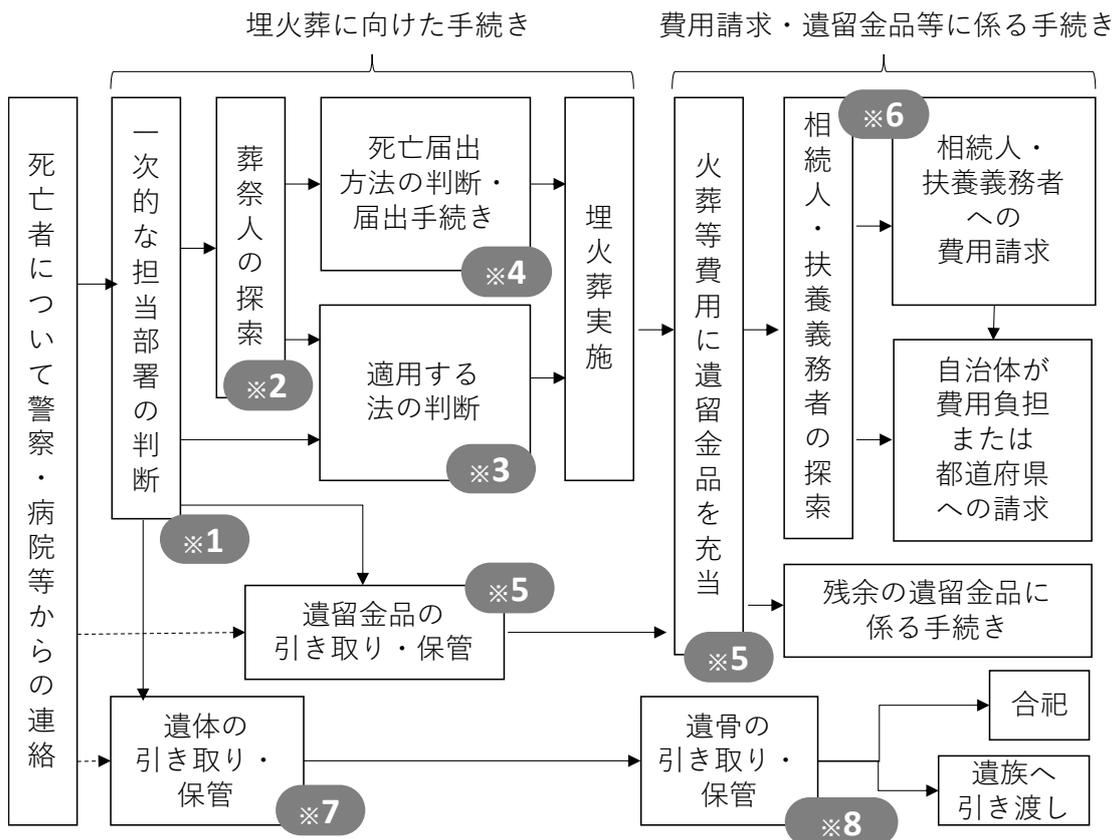
3 民法第166条第1項第2号には、債権は、権利を行使することができる時から10年間行使しないとき、時効によって消滅すると定められている。

(参考4) 引き取り手のない御遺体・御遺骨にかかる自治体の対応例

高齢化の進展や一人世帯の増加等により、引き取り手のない御遺体・御遺骨が増加しているとの指摘があるなか、令和6年度に、自治体における引き取り手のない御遺体等の取扱いに関する実態調査²を実施しました。当該調査研究事業報告書において示されている「引き取り手のない御遺体・御遺骨にかかる自治体の対応例」について、以下に掲載します。(なお、本手引の参考資料とするにあたり、一部文言を修正しています。)

- 亡くなった方の親族が埋火葬を行わない場合、市区町村あるいは福祉事務所設置自治体としての都道府県が連絡調整・対応をすることとなる。遺体の保管場所や火葬場の状況、火葬・拾骨に関する文化、庁内の役割分担は地域によって異なり、自治体によって手続きの進め方は多様である。以下のフローチャートは、調査で実態を把握した複数の自治体の対応手順をもとに、対応の流れの一例を示したものであり、地域の実情に応じて異なる場合もあるのでご承知おきいただきたい。

(図表1) 引き取り手のない遺体・遺骨にかかる自治体の対応フローの一例



² 令和6年度社会福祉推進事業「行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業」(令和7年3月株式会社日本総合研究所)(再掲)

- ※ 1 警察・病院等からの連絡・担当部署の判断
- ※ 2 葬祭人の探索
- ※ 3 適用する法に関する決定
- ※ 4 死亡届出等の方法に関する決定
- ※ 5 遺留金品の引き取り・保管、費用充当
- ※ 6 相続人・扶養義務者の探索
- ※ 7 遺体の引き取り・保管
- ※ 8 遺骨の預かり・保管、引き渡し、合祀

※1 警察・病院等からの連絡・担当部署の判断

〔本調査結果における自治体の対応の概略〕

- 病院・介護施設は入院・入所手続きの際に、患者等から緊急連絡先となる親族の電話番号等を把握している場合が多いが、救急搬送の際、事前に把握していた親族に連絡がつかない場合は自治体に連絡が入ることが多い。
- 警察は、遺留品や関係者からの聴取等により親族の連絡先が分かればまずそちらに連絡するが、親族がいない場合や連絡がつかない場合に自治体に連絡が入ることが多い。

〔各自治体の工夫や運用例〕

- 自治体における担当部署がどこであるかが明示されていないと、連絡が難しいことがある。自治体によっては担当部署を一元化し、例えば年齢に応じて担当部署を分けてその旨を地域の関係機関に周知するなど、連絡の円滑化を行っている。
- 第一報を受け取った部署から、その後の対応を行う部署へ振り分ける基準を作成している自治体や、報告・連絡・相談が円滑に進むように管理表を作成している自治体もある（図表2）。

〔本調査で指摘された実態や課題例〕

- 病院等との連携が円滑な場合は、亡くなる前から相談が寄せられることもあるが、その時点で戸籍照会・親族調査を行うことは難しく、対応できることには限りがあるとの指摘もあった。

〔参考事例や様式〕

(図表2) 進捗管理表の例

No.		1	2	3
処理状況				
担当者				
死亡者	氏名			
	生年月日			
	死亡日			
	年齢			
通報	通報年度			
	通報日			
	通報者			
他部署等へ引継	引継日			
	引継先			
所管確定日				
現地確認日				
遺留金品引継日				
遺留金品	遺留現金 (円)			
	通帳 (件)			
	歳計外受入日			
	遺留品の有無			
戸籍調査	調査開始日			
	調査終了日			

葬儀執行前
 葬儀執行済
 納骨済
 他部署等へ引継済
 相続人へ遺体引渡済
 相続人へ遺骨引渡済

※2 葬祭人の探索

〔本調査結果における自治体の対応の概略〕

注：葬儀をする扶養義務者がいるか、その他に葬祭人（葬祭を行う方）がいるかどうかにより、適用法令が異なる（「※3 適用する法に関する決定」参照）ため、これらの確認を行う場合について記載。火葬前にこれらの確認を行わない例もある。

- 亡くなった方が生活保護受給者の場合、生活保護の受給決定の時点で扶養義務者の存否の確認を行うため、扶養義務者の状況は把握しているのが通常であるが、必要に応じて、葬祭扶助の適用に先立って、扶養義務者が葬祭を行うかを確認することがある。
- 亡くなった方が生活保護受給者かどうかに関わらず、埋火葬を行う者がいなければ、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないとき」として、墓地埋葬法第9条に基づき死亡地の自治体が埋火葬を行う。墓地埋葬法第9条が適用になるかを判断するにあたり、必要に応じて扶養義務者・相続人に対して埋火葬を行う意思があるかどうかを確認する場合の連絡する範囲の状況（アンケート結果）は、図表4。
- 亡くなった方の身元が判明しない場合は、火葬前の葬祭人の探索は困難であるが、後日の身元の特定に必要となる記録を残す。

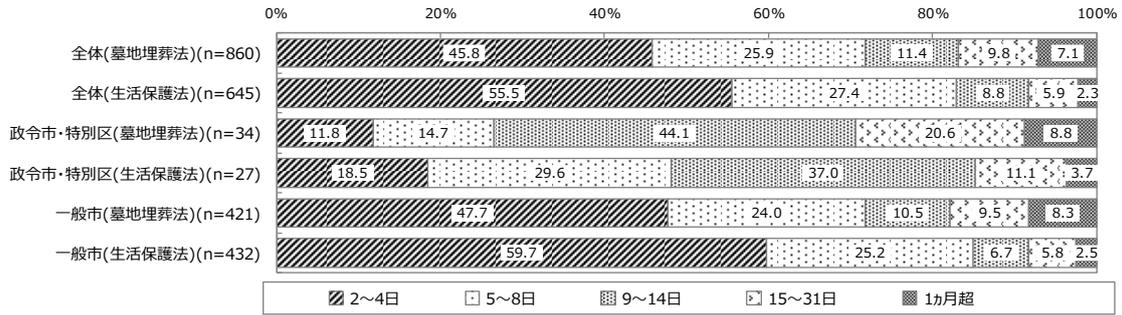
〔各自治体の工夫や運用例〕

- 火葬前に、葬祭人の有無を判断するために親族等に連絡をとる場合も、連絡する親族の範囲と、火葬後に遺骨・遺留金品の引き取りや火葬費用の請求のために連絡する親族の範囲とを分けている自治体がある。この場合も、火葬前に確認する範囲を狭く設定することで、火葬までの期間を短縮し御遺体の尊厳を損なわないようにする自治体もある。
- 警察による調査の結果や医療機関が把握している情報に基づき、墓地埋葬法第9条の「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないとき」に該当するか否かを判断し、火葬前に自治体による親族調査を行わない場合もある。警察等と役割分担をあらかじめ確認することも考えられる。
- 親族に連絡する場合、事務円滑化のため、手紙の様式を用意している自治体もある（図表5）。

〔本調査で指摘された実態や課題例〕

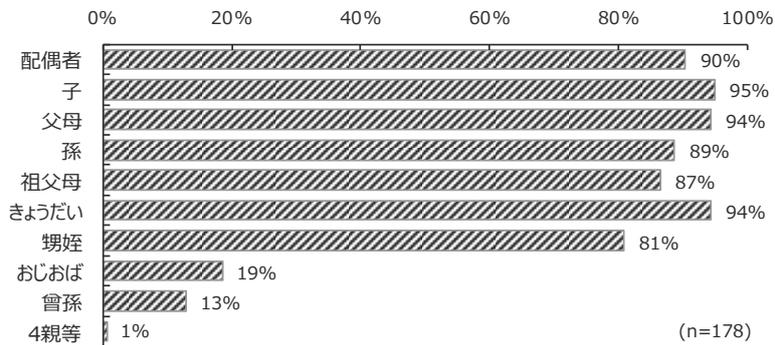
- 地域によって遺体の保管期間が異なり、火葬までの期間も異なる（図表3）。
- 遺体の状態の悪化を防ぎながら、保管できる期間が比較的長い地域では、親族に連絡がついてから火葬に向けた手続きを行うことが多いが、火葬までの期間が長くなりすぎないように目安を決めるなどしている例がある。
- 遺体の長期保管が難しい地域では、火葬前に連絡する親族の範囲を狭め（例：電話番号が分かる親族のみ）、遺体の尊厳を優先して速やかに火葬する自治体もある。

(図表3) 火葬までの平均的な期間



※生活保護法は第18条2項1号

(図表4) 自治体が火葬の前後に行う親族調査の範囲



〔参考事例・様式等〕

(図表5) 親族への連絡文書の例

令和 年 月 日

様

〇〇市福祉事務所

様 について

突然のお便りにて申し訳ございません。こちらは〇〇県〇〇市で生活保護を担当しております部署からのお知らせです。

あなたの にあたる 様は、〇〇市で生活保護を受給されながら単身生活をされていましたが、令和 年 月 日にお亡くなりになりました。

現在ご遺体は、葬儀会社 でお預かりしています。ご火葬およびご納骨等について、ご相談させていただきたいので、下記の連絡先までご連絡ください。

月 日までにご連絡がない場合、あなた様およびご親族様に、様の葬祭を執り行っていく方がいないものとみなし、こちらで火葬を執行いたします。また、ご遺骨の引き取り手がない場合、合同の無縁墓地に埋葬されます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

(問い合わせ)

※3 適用する法に関する決定

〔制度の概略〕

- 亡くなった方が生活保護受給者で、葬祭を行う意思がある扶養義務者がいない場合には、生活保護法 18 条 2 項 1 号の葬祭扶助の適用となる。扶養義務者が葬祭を行う場合は葬祭扶助の対象とならない（生活保護法 18 条 2 項 1 号。葬祭を行う方自身が生活保護受給世帯である場合を除く）。
- 亡くなった方が生活保護受給者かどうかに関わらず、埋葬・火葬を行う人がいないあるいは判明しなかった場合は、墓地埋葬法第 9 条の適用となる。
- ただし扶養義務者・相続人以外（近隣住民・民生委員・知人等）が自発的に葬祭人となる場合には、生活保護法（18 条 2 項 2 号）に基づき葬祭扶助を適用する場合もある。
- 亡くなった方の身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法第 7 条に基づき、必要な記録を残したうえで、死亡地の自治体が埋葬・火葬を行うこととなる。

※4 死亡届出等の方法に関する決定

〔制度の概略〕

- 死亡届は戸籍法第 87 条第 1 項に基づき、以下のいずれかの人が届出をしなければならない。
 - 同居の親族、その他の同居者
 - 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人
 ただし、同条第 2 項により、以下の人も届出をすることができる。
 - 同居の親族以外の親族
 - 後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者
 なお、公設所において死亡した人について、上記の届出人がいない又は届出ができない場合、当該公設所の長が届出をしなければならない（同法第 93 条）。
- 死亡届は、届出義務者が死亡の事実を知った日から原則として 7 日以内に届出をしなければならない（同条第 86 条第 1 項）。

（図表6）死亡届の様式抜粋

届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 <input type="checkbox"/> 9. 後見人 <input type="checkbox"/> 10. 保佐人 <input type="checkbox"/> 11. 補助人 <input type="checkbox"/> 12. 任意後見人 <input type="checkbox"/> 13. 任意後見受任者			
	住所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号			
	本籍	東京都千代田区丸の内一丁目 1	番地 番	筆頭者 の氏名 民事 太郎
	署名 (※押印は任意)	民事 太郎	印	昭和51年 12 月 28 日生

（出典）法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001420033.pdf>

〔各自治体の工夫や運用例〕

- 以下のような流れで死亡届出人を探索する例がある。
 - 1) 「②葬祭人の探索」で、死亡届出人となっていたかについて打診する。
 - 2) 上記が難しい場合、亡くなった方が成年被後見人等であれば、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者に死亡届の提出を依頼する。
 - 3) 上記が難しい、かつ病院や介護施設で亡くなった場合は、病院長・施設長名での届出を依頼する。民間病院・施設の場合は「家屋管理人」、公営病院・施設の場合は「公設所の長」に該当する。
 - 4) 上記が難しい場合、死亡にあたって警察が取り扱ったのであれば、警察からの死亡報告（本籍が明らかでない場合）又は死亡通知（身元は明らかであるが引取人のいない場合）を依頼する。
 - 5) 上記に該当しない場合、死亡事項記載の申出をする³（当該申出を受けた戸籍担当部署は

³ 根拠規定：「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの提出を期待することができない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 21 日付法務省民一第 285 号法務

管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て職権により死亡事項の記載をすることになるが、福祉事務所の長又はこれに準ずる者からの申出であり、死亡者の同一性に疑義がないものについては、包括的な許可が与えられている)。

※5 遺留金品の引き取り・保管、費用充当

〔制度の概略〕

- 墓地埋葬法・行旅死亡人法・生活保護法のいずれにおいても、亡くなった方の遺留金がある場合はこれを火葬費用に充当することができる。とされる。

〔各自治体の工夫や運用例〕

- 金融機関によって、対応が異なる場合があるため、金融機関に払戻を求めた際の事例について職員間で蓄積・共有をしている自治体もあった。
- 残余遺留物品については、本手引参考3のとおり、自治体において保管・廃棄に関する基準を策定して対応している例がある。

〔本調査で指摘された実態や課題例〕

- 警察が捜査のために持ち出したものや、本人が医療機関に持ち込んでいたものが自治体に引き渡されることがあるが、引き渡される物品の範囲は自治体等により異なり、様々な物品を引き渡され困難を感じるなどの指摘もあれば、引き渡されるのは遺留金と貴重品のみであるとの指摘もあった。
- 本手引の令和5年7月の改訂により、金融機関からの引き出しが進むようになったとの指摘がある一方で、まだ金融機関の窓口まで周知が行き届いておらず手続きが難航する例があるとの指摘もあった。

※6 相続人・扶養義務者の探索

〔本調査結果における自治体の対応の概略〕

- 親族調査を行い、主に書面で連絡を取って遺骨・遺留金品を引き取るかどうかの意思確認を行う例がみられる。遺骨・遺留金品を引き取る場合には、火葬費用の請求も行うことが多い。
- 遺骨を引き取る場合には火葬費用の請求も行うことが多いが、例えば遠縁の親族が遺骨だけは引き取ると申し出た場合には、火葬費用は請求せずに遺骨をお渡しするなど柔軟に対応している自治体もあった。
- 遺骨・遺留金品を引き取らない場合は、その後の遺留品の処分や納骨方法等について異議を申し立てない、又は金融機関に対する情報提供を許可する旨の書面を取得することが多い。

〔各自治体の工夫や運用例〕

- 相続人や扶養義務者が費用弁償請求先としてふさわしくない、又は費用弁償が期待できない場合には、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償請求先から除外し、市町村から都道府県に当該費用の負担を求めることも、都道府県及び自治体の判断により可能。(本手引4-1(2))

〔参考事例や様式〕

(図表7) 親族への連絡内容の例

令和 年 月 日
〇〇 〇〇様
____市長
□□ □□様のご逝去に関するご連絡及び火葬等について
突然のご連絡、大変失礼いたします。
去る令和 年 月 日、〇〇 〇〇様の△△である□□ □□様が____市内でご逝去されました。心よりお悔やみ申し上げます。
ご逝去された際、ご遺体のお引き取り及び火葬等執り行う方が確認できませんでしたので、「墓地、埋葬等に関する法律」により、死亡地である____市が火葬等を執り行いました。
つきましては、ご遺骨、遺留金品等のお引き取りをお願いしたく、ご親族の調査を行った結果、〇〇 〇〇様のご住所が判明しましたのでご連絡いたしました。
ご多忙のところ恐縮でございますが、お手続き等についてお話をさせていただきたいと存じますので、下記連絡先までご連絡いただけますようお願いいたします。
また、 <u>ご事情によりお引き取りいただけない場合、____市が納骨すること等を承認いただく確認として、同封の「確認書」にご記入・押印のうえ、ご返送いただけますようお願いいたします。</u>
※ <u>令和 年 月 日()</u> までにご連絡や確認書のご返送がない場合は、____市が納骨すること等を承認いただいたものとして対応させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。
【連絡先】____市 ____課____係 住所 電話番号

※7 遺体の引き取り・保管

〔本調査結果における自治体の対応の概略〕

- 病院・介護施設で患者・入所者が亡くなった場合に、救急搬送で親族の連絡先が分からない場合や、事前に把握していた緊急連絡先の親族に連絡がつかない場合に自治体に連絡が入ることが多い。その場合、自治体から葬儀事業者に連絡して、病院・介護施設に遺体の引き取りを依頼する。

〔本調査で指摘された実態や課題例〕

- 葬儀事業者において、遺体を適切に保管するための手順が示されていない。温度や湿度等が管理されていない状態で保管が長引くと、遺体の状態が悪くなることもある。一方で、保管の設備は必ずしも確保できるものではなく、保管には費用が掛かる。

〔各自治体の工夫や運用例〕

- 保管が長期化する可能性が高い遺体を取り扱う葬儀事業者には、冷蔵保管できる設備を有することを条件付けている自治体もあった。公衆衛生学の専門家からは、遺体の保管期間は冷蔵の場合であっても1週間を目安とし、最長でも1ヵ月を上限とすべきという意見もあった。
- 自治体によっては、墓地埋葬法・行旅死亡人法・生活保護法による火葬の対応を行う火葬事業者を登録制としており、1年間の当番の日を予め定めておくことによって、自治体が開庁していない土日祝日・年末年始や夜間も含め、速やかに遺体の引き取りができるようにしているという例もあった。

※8 遺骨の預かり・保管、引き渡し、合祀

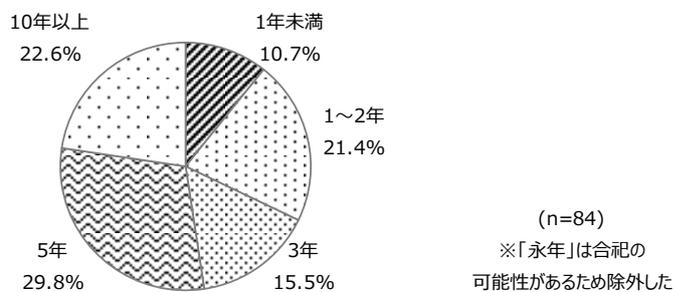
〔本調査結果における自治体の対応の概略〕

- 火葬後の遺骨は、遺族が引き取りを希望する場合に備えて、一定期間保管する自治体がある。一方で、ご遺骨を引き取る方がいるときのみ拾骨する場合もあり、対応は様々である。

〔各自治体の工夫や運用例〕

- 火葬後のご遺骨について多くの自治体は、一定期間個別に保管した後、合祀していた。
- ご遺骨の保管場所は、市営墓地やその他の墓地、自治体の建物内での管理など様々である。
- ご遺骨の引き取りは、自治体職員が火葬場まで遺骨を引き取りに行く自治体もあれば、火葬場や葬儀事業者で預かる地域など様々である。
- 葬儀事業者において、火葬後も一時的にご遺骨を預かったうえで、結局身寄りがなければ、自治体の指定する納骨先にご遺骨を届けているケースもある。
- 火葬前に親族に連絡をとり、遺骨を引き取らないことを書面で確認できた場合には、遺骨を骨壺には納めずに、残骨灰とともに火葬場で供養してもらうとする自治体もあった。
- 拾骨の慣習や骨壺の大きさは地域により異なる。全部拾骨の地域では骨壺は大きいのが、墓地埋葬法や生活保護法等で火葬する場合にはその後の保管のことも見据えて、部分拾骨として小さい骨壺に納めることで、保管場所の確保につなげている例もあった。
- 遺骨を個人ごとに保管する場合、アンケート調査への回答においては、その期間は、「5年」としている自治体が最も多く、次いで「1年」が多かった。以前は5年としていたが保管場所が逼迫して短縮化しているという自治体もあった。(図表8)

(図表8) 自治体における遺骨の保管期間



(参考5) 自治体の対応の実態及び課題・対応の方向性(調査研究事業⁴報告書の概要)

調査結果(最終報告書)のポイント

1. 自治体における対応の実態 ～ 火葬までの期間や拾骨の有無・遺骨の保管、困難を感じる業務は、自治体規模や属する地域によって様々。

■ 自治体による火葬件数や預かっている遺骨数は都市部で特に多く、マニュアル等も整備されている傾向。(独自マニュアル等のある自治体は全体で約11%、政令市は約57%)

■ 令和5年度の引き取り手のない御遺体の数を、調査結果をもとに試算すると、推定約42,000人。(令和5年の死亡者数の2.7%に相当)

火葬前	火葬件数(墓理法) ・ 葬祭扶助件数(生活保護法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓理法：一般市7.1件、町3.0件、一方、政令市91.6件、特別区51.9件(0件を除く平均値) ・ 生活保護法：一般市4.1件、町・村1.0件、一方、政令市・特別区108.3件(0件を除く平均値/生前被保護者)
	火葬までの平均的期間 火葬の判断のタイミング 課題	<p>一般市・町では4日以内の自治体が約半数。政令市・特別区では9～14日が最多。(墓理法)</p> <p>一定範囲の親族に連絡し、引き取り手のないことが明らかになってから判断する自治体と、発生連絡があった時点で火葬手続きに入る自治体に分かれる。</p> <p>小規模自治体ほど、業務が定型化されていないため親族への連絡文書の作成や火葬に立ち会う場合の負担に困難を感じる傾向</p>
火葬後	自治体が預かっている遺骨数 遺骨の保管法 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓理法・行旅法：一般市6.6件、町2.8件、一方、政令市81.2件、特別区43.9件。(0件を除く平均値) ・ 生活保護法：一般市8.2件、町・村2.6件、一方、政令市・特別区182.0件。(0件を除く平均値/生前被保護者) <p>多くの自治体は、墓地等で一定期間個別に保管(期間・場所は様々)し、その後合祀御遺骨を引き取る親族がいる場合にのみ火葬時に拾骨する例も。</p> <p>大規模自治体ほど残った御遺骨や遺留金品の扱いに困難を感じる傾向。</p>

注：件数等の調査対象期間は令和5年度

2. 主な課題と今後の対応の方向性

(※)報告書では、課題を、個人レベル・組織レベル・社会レベルと整理

自治体職員と親族のやりとり(※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各時点で、親族等とのやりとりの事務的な負担が高い。 ⇒ 多くの自治体で発生頻度の低い業務。書面の内容や連絡の方法、本業務特有の困難点等についてマニュアル等の整備をしておくことが有用。
関与する組織間の分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体と関係機関(自治体、警察、医療機関 介護施設等)との役割分担(親族との連絡・死亡届出等)が明確でないことがある。 ⇒ あらかじめ対応について協議し、できれば地域でのマニュアル等として共有しておくことと対応が円滑となる。
引き取り手のない御遺体・御遺骨の望ましい取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な親族への連絡範囲や火葬までの期間の定め方に関する整理が求められている。 ⇒ 火葬のタイミングは地域の葬送文化によって異なること、地域によっては短期で火葬せざるを得ない場合もあることから、調査結果の平均的期間も参照しながら、各自治体で現実的な保管期間の目安を定めることが適当。 ● 遺骨は、祭祀主幸にあたって必要な財の一部として祭祀承継者が承継する特殊なもの。 ⇒ 葬祭に関する慣習の変化や地域の葬送文化も踏まえ、各自治体の取扱いの方針を明文化しておくことにとどまる。 ⇒ 引き取り手のない御遺体等をどのように取り扱うのが適切なのかという社会的な合意がないことが背景

(参考6) 参照条文

【生活保護法（昭和25年法律第144号）（抄）】

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

【生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）（抄）】

（遺留金品の処分）

第二十二條 保護の実施機関が法第七十六条第一項の規定により、遺留の物品を売却する場合には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結しなければならない。

2 保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、供託を行い、又は相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

⁴ 令和6年度社会福祉推進事業「行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業」（令和7年3月株式会社日本総合研究所）（再掲）

3 前項の場合において保管すべき物品が滅失若しくはき損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用若しくは手数を要するときは、これを売却し、又は棄却することができる。その売却して得た金銭の取扱については、前項と同様とする。

【墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（抄）】

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

【行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）（抄）】

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ
住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス
前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ
墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第九条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ掲示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第十二条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相当ノ費用若ハ手数を要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三条 市町村ハ第九条ノ公告後六十日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

【行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）（抄）】

第一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体ハ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地ノ道府県トス

② 前項ノ規定ニ拘ラズ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地方自治

法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ハ地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十ノ定ムル所ニ依リ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体トス

- ③ 第一項ノ規定ニ拘ラズ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地方自治法第二百五十二条の二十二第一項ノ中核市ハ地方自治法施行令第七十四条の四十九の六ノ定ムル所ニ依リ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体トス

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）】

（現金及び有価証券の保管）

第二百三十五条の四 （略）

- 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。
- 3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

【民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）（抄）】

（供託）

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- 一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
- 二 債権者が弁済を受領することができないとき。
- 2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

（供託の方法）

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

- 2 供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。
- 3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。

（供託物の取戻し）

第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

- 2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

（供託に適しない物等）

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に

付し、その代金を供託することができる。

- 一 その物が供託に適しないとき。
- 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
- 三 その物の保存について過分の費用を要するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

(供託物の還付請求等)

第四百九十八条 弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

- 2 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹
- 2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

(配偶者の相続権)

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位とする。

(相続財産法人の成立)

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

(相続財産の清算人の選任)

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の清算人を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及

び相続人があるならば一定期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

第九百五十三条 第二十七条から第二十九条までの規定は、前条第一項の相続財産の清算人（以下この章において単に「相続財産の清算人」という。）について準用する。

(相続財産の清算人の報告)

第九百五十四条 相続財産の清算人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。

(相続財産法人の不成立)

第九百五十五条 相続人のあることが明らかになったときは、第九百五十一条の法人は、成立しなかったものとみなす。ただし、相続財産の清算人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

(相続財産の清算人の代理権の消滅)

第九百五十六条 相続財産の清算人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

2 前項の場合には、相続財産の清算人は、遅滞なく相続人に対して清算に係る計算をしなければならない。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があったときは、相続財産の清算人は、全ての相続債権者及び受遺者に対し、二箇月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならない。

2 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで（第九百三十二条ただし書を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。

(権利を主張する者がいない場合)

第九百五十八条 第九百五十二条第二項の期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、相続人並びに相続財産の清算人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。

(特別縁故者に対する相続財産の分与)

第九百五十八条の二 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

2 前項の請求は、第九百五十二条第二項の期間の満了後三箇月以内にしなければならない。

(残余財産の国庫への帰属)

第九百五十九条 前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合において、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

【戸籍法（昭和 22 年 12 月 22 日法律第 224 号）（抄）】

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- 三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3～6 (略)

【供託事務取扱手続準則（昭和 47 年 3 月 4 日法務省民事甲第 1050 号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）（抄）】

(納入期日)

第三十七条 規則第十八条第一項及び第十九条第一項の納入期日は、供託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。ただし、法令の規定により供託の期限が定められている場合は、この限りでない。